

# 特定非営利活動法人ぽんぽん船定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ぽんぽん船と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を島根県出雲市多伎町多岐892番地7に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、障がい者自立支援事業を中心に、障がいのある方が自立した日常生活、社会生活を営むための支援を行い、あわせてノーマライゼーションの町づくりを推進することを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は、福祉の増進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 環境の保全を図る活動
- ④ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑤ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

### (活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 障がい福祉サービス事業（障がい者自立支援事業所ぽんぽん船）
- ② 相談支援事業
- ③ 地域生活支援事業
- ④ ノーマライゼーションの普及活動
- ⑤ コミュニティづくり
- ⑥ リサイクル運動の推進
- ⑦ 差別をなくす活動・人権啓発

## 第2章 会 員

### (会 員)

第6条 この法人の会員は、第3条の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た個人又は団体をもって構成する。

2 この会員は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上30人以内
- (2) 監 事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会において互選する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### (役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 後任役員が選任されていない場合に限り、総会における後任役員選任までの間、前任役員任期を延長する。

#### (役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会において会員総数の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第4章 顧 問

### (顧問)

第19条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問にこたえ又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員の任期に準ずる。

## 第5章 総 会

### (総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### (総会の構成)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
  - (3) 監事から第15条第4項第4号の規定により招集があったとき。

### (総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なく

とも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（団体会員にあっては、名称及び出席者氏名、書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算の軽微な変更
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第35条 理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの条中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第7章 事業所運営委員会

(事業所運営委員会の設置)

第36条 事業所の効果的な運営を行うため、事業所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(運営委員会の責務)

第37条 運営委員会は、理事会の方針に従って事業所を運営しなければならない。

(事業所の設置及び運営要綱)

第38条 事業所の設置及び運営に関する要綱は、別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 補助金
- (3) 会費

- (4) 寄附金品
- (5) 財産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、毎会計年度ごとに総会の議決を経て定める。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年、4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第9章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第10章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この定款は、総会において会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解 散)

第49条 この法人は、法第31条第1項第2号から第7号の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散したときに残存する財産は、次のものに帰属させるものとする。

名 称	出雲市
主たる事務所	島根県出雲市今市町70番地

### (合 併)

第51条 この法人は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

## 第11章 補 則

### (公 告)

第52条 この法人の広告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告は、内閣府NPO法人ポータルサイト「法人入力情報欄」に掲載して行う。また、法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(委 任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

理 事 長	石飛友治
副理事長	川上 隆
副理事長	秦野尚雄
理 事	持田健一郎
理 事	石飛丈和
理 事	森山美保子
理 事	柳樂洋子
理 事	石田健一
理 事	柳樂好美
理 事	山西哲郎
監 事	川上幸男
監 事	濱村賢一

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成18年8月18日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成19年3月7日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成 21 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成 22 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成 25 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成 30 年 5 月 26 日から施行する。なお、第 52 条の貸借対照表の公告に関する規定は、平成 30 年 10 月 1 日以降効力を有する。